

平成30年度中に策定等の作業を行った 附属機関の設置と委員構成の状況

【条例第10条より】
市民委員の合計人数が、当該附属機関の委員の人数の3割以上になるよう努めること。

【条例第10条より】
市民委員の男女のそれぞれの人数が同数になるよう努めること。

【当日配布資料】
資料5-4

No.	条例・計画	所管課	附属機関名	担当事務の概要	設置根拠		定数	任期	発令日	総数 ①	委員構成(人)						学識	その他
					法律	条例					市民委員				女性③	女性割合 ③/②		
											名簿	公募	計②	②/①				
1	第2期三田市子ども・子育て支援事業計画	子ども政策課	三田市子ども審議会	子ども・子育て支援法に規定する事務の処理等	子ども・子育て支援法	三田市子ども審議会条例	30人以内	2年	H29.11.7	16	5	5	32.0%	3	2	40.0%	3	8
2	三田市立幼稚園あり方に関する基本方針	幼児教育振興課	三田市立学校のあり方審議会	市が設置する小学校、中学校及び幼稚園の適正規模・適正配置に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H29.7.25	13	1	3	31.0%	2	2	50.0%	2	7
3	第2次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し	地域福祉課	三田市健康福祉審議会(地域福祉部会)	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	2年 調査審議が終了するまで	H28.11.30 H30.5.11	11	0	0	0.0%	-	-	-	2	9
4	第2次健康さんだ21計画 中間評価・見直し	健康増進課	三田市健康福祉審議会(健康部会)	市の健康施策に関する事項についての調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	2年 調査審議が終了するまで	H28.11.30 H30.5.11	11	0	0	0.0%	-	-	-	6	5
5	三田市地域公共交通網形成計画	交通まちづくり課	三田市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律他	-	不定	2年(要綱)	H29.3.22	21	3	3	15.0%	1	2	67.0%	3	15
6	第4次三田市一般廃棄物処理基本計画	クリーンセンター	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H29.8.28	10	2	2	20.0%		2	100.0%	1	7
7	三田市立学校のあり方に関する基本方針	教育総務課	三田市立学校のあり方審議会	市が設置する小学校、中学校及び幼稚園の適正規模・適正配置に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H29.7.25	13	1	3	31.0%	2	2	50.0%	2	7